



令和7年8月13日

午後4時

森林・林業体験イベントの企画・実施団体を募集しています

いちのせき健康の森地内などの森林を活用した森林観察会やツリークライミングなどのアクティビティ、セミナーハウス内の創作室での木工工作体験などのイベント企画、参加者の募集、実施に関する業務の受託者を募集しています。

1 業務の名称

令和7年度森林・林業体験業務委託

2 委託団体の選定方法

上記業務を実施する団体または個人を公募型プロポーザルで選定します

3 委託事業の実施日

令和7年10月4日（土）

4 公募期間

令和7年8月25日(月)まで

5 応募方法

令和7年度森林・林業体験業務委託公募型プロポーザル実施要項のとおり

6 その他

- ・ 本事業は、「いわいの森わくわくフェスタ」（開催日：10月4日 開催場所：いちのせき健康の森）での体験型ワークショップの1コーナーになります。
- ・ 「いわいの森わくわくフェスタ」は、一関市と平泉町の森林や木材に関する団体が体験型のワークショップや物販などを行うイベントです。
- ・ 詳しくは市ホームページを参照してください。



問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

農林部林政推進課林業振興係 主事 上野

電話：(0191)21-8195 FAX：(0191)21-4221

メールアドレス rinseisuishin@city.ichinoseki.iwate.jp

令和7年度森林・林業体験業務委託公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

本要項は、「令和7年度森林・林業体験業務」の委託候補者を公募型プロポーザルにより選定するに当たり、必要となる事項を定めるものである。

2 公募の概要

(1) 業務名称

森林・林業体験業務委託

(2) 業務目的

いちのせき健康の森地内の森林及び周辺の森林等を活用し、参加者が森林や木材に触れる機会を創出する。

(3) 公募対象

次に掲げる法人又は団体とする。

ア 市内に事務所又は事業所を有する法人

イ 市内で活動する各種団体（団体の組織、運営等に関する規約があり、定期総会を開催する団体）

ウ 市内に事務所有する特定非営利活動法人（NPO法人）

エ 市内に住所を有する個人

(4) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(5) 委託額

事業の実施に要する費用のうち、参加者の実費負担分を差し引いた額

※ 対象経費は、別紙「令和7年度森林・林業体験業務委託仕様書」7(2)のとおり

(6) 委託額の上限

1 提案当たり165千円（消費税及び地方消費税を含む）

(7) 発注者

一関市

(8) 担当課

一関市農林部林政推進課

連絡先：〒021-8501

一関市竹山町7番2号 一関市役所4階 林政推進課林業振興係

担当 主事 上野

電話：0191-21-8195（直通）

FAX：0191-21-4221

電子メール：rinseisuishin@city.ichinoseki.iwate.jp

3 応募に関する事項

(1) 実施要項等の配布

実施要項等は、令和7年8月7日(木)から25日(月)まで、一関市農林部林政推進課において配布する。

また、一関市公式ホームページにも掲載する。

- (2) 提案者の資格要件
本要項2の(3)と同様

4 提案書類

次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 申込書(様式第1号) 1部
- (2) 企画提案書(任意様式) 2部
- ※ 森林・林業体験の事業名、体験内容、タイムスケジュール、募集人数、実施場所、移動方法(現地集合又はバス移動の別)、募集方法等を記載すること。
- (3) 見積書(任意様式) 2部
- ※ 体験に係る企画費等の一切の経費を含めることとし、項目、単価、数量、金額及び税等を記載すること。
- (4) 提案者の概要が分かる資料等(任意様式) 2部
- ※ 個人で申請する場合は、氏名、住所、年齢、職業、これまでの活動実績等が確認できる資料を提出すること。
- (5) 定款、規約又は会則(任意様式) 2部
- (6) 役員又は会員の一覧(任意様式) 2部

5 提案書類の受付

- (1) 受付期間
令和7年8月7日(木)から25日(月)必着
(土曜・日曜及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで)
- (2) 提出先
本要項2(8)担当課宛て
- (3) 提出方法
- ・ 郵送、宅配又は持参
 - ・ 郵送及び宅配の場合は、書留郵便等配達記録が確実に残る方法により送付すること。なお、事故等による未着について、本市では責任を負わない。

6 質問受付及び回答

- (1) 質問受付
- ア 受付期間
令和7年8月7日(木)から21日(木)午後5時まで
- イ 提出先
本要項2(8)担当課宛て
- ウ 提出方法

電子メール

エ 記載事項

質問者の事業者名、部署、氏名、連絡先電話番号、質問内容

オ 留意点

- ・ 質問書は、任意様式とする。
- ・ 電子メール以外での質問は、受け付けない。
- ・ 電子メールの件名は、「森林・林業体験業務質問」とすること。
- ・ 評価及び審査に関する質問には、回答しない。

(2) 回答

ア 回答方法

質問に対する回答は、質問を受理した日から2～3営業日以内に電子メールで回答する。

イ 留意点

- ・ 仕様書等に関する質問の回答は、仕様書等の記載内容の追加又は修正とみなす。
- ・ 同趣旨の質問が複数あった場合、電子メールで回答するほか、質問及び回答をホームページに掲載する場合がある。その場合、質問者の名称等については、公表しない。

7 提案書類の審査

(1) 審査方法

提案書類の審査により行う。ただし、提案書類に不明な点がある場合は、市から提案者へヒアリングを行う。

(2) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に勘案し、評価の高いものを選定する。

ア 実施体制及びスケジュール

イ 森林・林業体験の充実度

ウ 森林・林業体験の実現性（危機管理体制を含む）

エ 森林・林業体験による効果

オ 事業費積算の妥当性

(3) 採択団体数

2団体まで

(4) 審査結果

ア 審査結果は、提案者に対して電子メールにより通知する。

イ 審査内容及び結果についての異議は、一切認めない。

(5) 審査日程（予定）

ア 質問の受付期間 令和7年8月7日(木)から21日(木)まで

イ 提案書類の受付期間 令和7年8月7日(木)から25日(月)まで

ウ 提案書類の審査 令和7年8月下旬

エ 審査結果の通知 令和7年9月3日(水)頃

8 提案に係る留意事項

(1) 費用負担

提案に関して必要となる費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 提案書類の取扱い

ア 提出された提案書類等は、原則として返却しない。

イ 提出された提案書類等は、本プロポーザルの目的以外には使用できないものとする。

ウ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、一関市情報公開条例（平成18年12月22日条例第77号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。

(3) 関係機関への照会

必要により、提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。